

大師公園有効活用推進業務委託 質疑回答

| No | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|---|--|
| 1 | 来場者数 | 令和3年度実施の際の来場者数は何名でしたでしょうか。併せて令和4年度の来場者目標者数がごございますでしょうか。 | 令和3年度事業は、公園の一般利用と並行しての実証実験であり、正確な来場者数のカウントは困難ですが、体験型コンテンツへの参加延人数が約1000名、飲食店等での提供品数が約850食となっております。 令和4年度事業の来場者目標者数については、実施内容や規模等に応じて検討が必要と考えており、現時点では具体的な目標値はございません。 |
| 2 | 会場使用について | 公園内の使用に関し制限はございますでしょうか。 (例)野球場は火気厳禁など | 社会実験の実施にあたっては、川崎市都市公園条例第3条に規定される、許可の取得を想定しており、許可条件等については、公園管理者等との個別の協議となります。 |
| 3 | 駐車場 | 周辺の交通渋滞を避ける狙いと、駐車場を他の用途で利用したいと考えているのですが、当日駐車場を封鎖してもよろしいでしょうか。 | 公園の一般利用者の利用もありますので、駐車場の閉鎖は原則不可となります。 |
| 4 | 瀋秀園 | 開場時間を過ぎた夜に開場していただくことは可能でしょうか。 | 可能です。実際の利用に当たっては、公園管理者等と利用時間等について調整が必要となります。 |
| 5 | 料金 | 有料イベントやブース料の徴収など訪問客、業者それぞれから料金徴収して運営費に充ててもよいでしょうか。 | 可能です。ただし、徴収した料金は、社会実験の運営費に充当してください。 なお、有料イベントなどで、スペースを区切って使用する場合は、一般利用者等にも十分配慮した計画としてください。 |
| 6 | イベントの中止 | イベントを止むなく中止する可能性が出た場合、最終的に誰が判断しますか。 また、中止による保証が発生した場合、今回の事業経費として川崎市様より支払いが可能でしょうか。 | イベントの中止判断は、本市と受託者での協議の上、本市が判断いたします。 イベントを中止した場合、本市と受託者で協議の上、変更契約を締結いたします。 |

（行為の制限）

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所又は公園施設、行為の内容その他指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。
- 3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で、条件を付けることができる。
- 6 市長は、第1項の許可を受けて都市公園を使用する者から次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

| 区分 | 単位 | 金額 |
|--|--------------|---------|
| 行商、募金その他これらに類する行為 | 1日につき | 1,000円 |
| 業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為 | 1日につき | 10,000円 |
| 興行 | 1日1平方メートルにつき | 10円 |
| 競技会、展示会、集会その他これらに類する催し | 1日につき | 2,500円 |
| 備考 使用料の額を算出する基礎となる面積の1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。 | | |

7 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。